

令和 8 年 9 月 1 日
乳幼児教育・保育支援課

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園を集約し、世田谷区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園及び世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立たまたがわのもり幼稚園を設置する必要があるので、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

別表 1 の部「世田谷区立三島幼稚園」、「同 中町幼稚園」、「世田谷区立松丘幼稚園」及び「同 桜丘幼稚園」を削除し、「同 さくらのおか幼稚園」及び「同 たまたがわのもり幼稚園」を追加する。

3 改正案

別紙、新旧対照表のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月	第 3 回区議会定例会に提案
11 月 1 日	令和 9 年度新入園児募集開始
令和 9 年 4 月 1 日	条例施行

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校設置条例 昭和39年 3 月28日条例第21号 改正 昭和39年 9 月10日条例第48号 (略) 令和 7 年 9 月30日条例第113号 <u>令和 8 年 9 月 日条例第 号</u> 世田谷区立学校設置条例 東京都世田谷区立学校設置条例（昭和34年 3 月東京都世田谷区条例第 1 号）の全部を改正する。 （設置） 第 1 条 世田谷区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条の規定に基づき、幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。）、小学校及び中学校（以下「学校」という。）を置く。 （名称及び位置） 第 2 条 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （委任） 第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会が定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。 2 従前の東京都世田谷区立学校は、この条例による東京都世田谷区立学校となり、同一性をもって存続するものとする。 （略） 附 則（令和 7 年 9 月30日条例第113号）	○世田谷区立学校設置条例 昭和39年 3 月28日条例第21号 改正 昭和39年 9 月10日条例第48号 (略) 令和 7 年 9 月30日条例第113号 世田谷区立学校設置条例 東京都世田谷区立学校設置条例（昭和34年 3 月東京都世田谷区条例第 1 号）の全部を改正する。 （設置） 第 1 条 世田谷区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条の規定に基づき、幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。）、小学校及び中学校（以下「学校」という。）を置く。 （名称及び位置） 第 2 条 学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （委任） 第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会が定める。 付 則 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。 2 従前の東京都世田谷区立学校は、この条例による東京都世田谷区立学校となり、同一性をもって存続するものとする。 （略） 附 則（令和 7 年 9 月30日条例第113号）

改正後	改正前
この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。 <u>附 則 (令和 8 年 9 月 日 条例第 号)</u> <u>この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>	この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)
1 幼稚園	1 幼稚園
校名 位置	校名 位置
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>世田谷区立三島幼稚 東京都世田谷区深沢五丁目11番5号</u> <u>園</u>
<u>世田谷区立</u> 給田幼稚 <u>東京都世田谷区</u> 給田四丁目 7 番11号 園	<u>同</u> 給田幼稚 <u>同</u> 給田四丁目 7 番11号 園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>同</u> 中町幼稚 <u>同</u> 深沢五丁目11番5号 <u>園</u>
認定こども園世田谷 同 三宿二丁目25番 9 号 区立多聞幼稚園	認定こども園世田谷 同 三宿二丁目25番 9 号 区立多聞幼稚園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>世田谷区立松丘幼稚 同</u> 弦巻五丁目21番10号 <u>園</u>
<u>世田谷区立</u> 砧幼稚園 同 喜多見六丁目 9 番 1 号 同 八幡山幼 同 八幡山一丁目27番25号 稚園	<u>同</u> 砧幼稚園 同 喜多見六丁目 9 番 1 号 同 八幡山幼 同 八幡山一丁目27番25号 稚園
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>同</u> 桜丘幼稚 <u>同</u> 弦巻五丁目21番10号 <u>園</u>
同 さくらの 同 桜丘五丁目 2 番19号 おか幼稚園	
同 たまがわ 同 中町四丁目38番21号 のもり幼稚園	
2 小学校 (略)	2 小学校 (略)
3 中学校	3 中学校

改正後	改正前
(略)	(略)